

自転車を利用するみなさん



# 豊島区は自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します!

道路交通法の一部が改正され、令和5年4月1日から、すべての自転車利用者を対象に、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。



自転車で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負っています。自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

豊島区では、自転車乗用中の交通事故によって、ケガをした人の割合が大きい **幼児・児童** と **65歳以上の高齢者** を対象にした購入費用の一部を助成しています。

## 補助対象者



- ・豊島区在住、在園、在学の満13歳未満の幼児・児童
- ・豊島区在住の満65歳以上の高齢者

※ヘルメット使用者またはその保護者が裏面の店舗にて購入した場合のみ、補助となります。

## 補助額

- ・「SGマーク」又は「CEマーク」が付いたヘルメット **1個につき2,000円**  
(2,000円未満の場合はその額まで。  
ただし、幼児・児童用補助は「SGマーク」付のみ。)

購入したヘルメットには販売店より配布される「SDGs」「セーフコミュニティ」のロゴマーク入り反射材シールを貼ってください。

詳しくはホームページをご覧ください。  
<https://www.city.toshima.lg.jp/335/machizukuri/kotsu/churinjo/026240.html>



問い合わせ：豊島区都市整備部土木管理課  
03-3981-4856 (直通)